



2021.11.5

No.334

MONTHLY

## れんごう

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者 藤盛敏弘

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F TEL(011)210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

## 「在沖縄米海兵隊の矢臼別移転実弾演習に反対する申し入れ」を実施

連合北海道と道農民連盟で構成する『沖縄米軍実弾演習北海道移転反対対策本部』は、在沖縄米海兵隊が10月22日から11月2日まで矢臼別演習場で実弾移転演習を行うことに対し、10月8日に北海道防衛局、10月14日には北海道に対して訓練中止を申し入れた。また、在札幌米国領事館へは新型コロナウィルス感染の観点から書面となった。

この訓練は沖縄の県道を封鎖して実施されてきた実弾射撃訓練を、負担軽減として、1997年から全国5カ所に移転実施されてきたもので、今回実施されれば19回目となる。

申し入れでは、沖縄の訓練と同質・同量との約束が守られず、夜間訓練が実施されてきたこと、また、北方領土に隣接する矢臼別での実弾演習は領土問題解決という国民の悲願を大きく後退させると指摘。沖縄の負担軽減も疑問があり、こうした状況を解決する唯一の道は「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本見直し」であるとして、訓練実施は断じて認められないと申し入れた。

これに対し、道防衛局千葉基地対策室長は、「沖縄の負担軽減、国防および日米安保条約の目的を達成するための部隊の練度維持、即応維持の観点からも必要と考える。米軍に対して綱紀肅正と万全なコロ

ナの対策を求めた。引き続き関係自治体の理解と協力を得て実施していきたい」旨の回答。

北海道清水危機対策課長からは「道民の安全・安心を第一に考えており、一昨日、道及び関係4町で構成している『矢臼別演習場関係機関連絡会議』として、夜間訓練の中止と米軍の滞在中における規律維持等を防衛局長に要請した。地位協定については在日米軍基地等を有する15都道府県で構成する『渉外知事会』を通じ外務省に働きかけている」旨の回答があった。また在札幌米国領事館からは「大使館を通じて本国に伝える」旨の回答があった。

これらの回答について対策本部は、生活道路である県道を封鎖しての実弾射撃訓練自体が考えられない無謀な訓練であり、そのような訓練は移転ではなく、もともと止めさせるべきものだと指摘し、改めて訓練中止を申し入れた。

今回の移転訓練に対し『沖縄米軍実弾演習北海道移転反対対策本部』は、新型コロナ感染予防から、現地での集会・デモを行わないが、今後も矢臼別移転実弾演習に反対し、在日米軍の整理縮小と日米地位協定の抜本的見直しの闘いを更に広げていく。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=5692>



# 2021年度地域最賃は10月1日から889円ですヨ 給料明細をしっかりチェック!最低賃金の周知街宣を実施

10月1日から北海道地域最低賃金が昨年比28円引き上げられ889円に改定されることから、連合北海道は1日、札幌駅西口・紀伊國屋書店前で最低賃金改定の周知街頭宣伝行動を行い、マイクで「最低賃金は今日から889円です」等と市民に呼びかけた。

また、連合北海道と各地域協議会が10月4日と5日に予定している「最賃集中労働相談ホットライン」の実施についても周知した。

周知街宣では連合北海道の齊藤副事務局長、山田組織労働局長、佐々木組織対策局長が、「全ての労働者が適用となり、最賃額を下回る賃金は法律違反となる。自分の賃金がいくらになっているか、給与明細をしっかりとチェックしてほしい。疑問があれば連合へ相談を」と市民に呼びかけた。この他、札幌市内では住宅地でチラシのポスティングを行い、周知を図った。

北海道労働局は最低賃金の履行確保を図るために例年、事業所を対象とした監督指導を行っているが、



昨年1~3月に実施した集中指導では、実施した道内1064事業所のうち、最低賃金額未満の賃金で労働者を雇用していた事業場は前年比0.8%増の101事業場。また、最低賃金額未満で雇用されていた労働者数は239人で、そのうち52.3%がパート・アルバイトとなっている。

違反の理由では「賃金を時給に換算していなかった」事業所が45カ所で最多だったのに続き、「最低賃金を知っていたが賃金の改定をしなかった」が28カ所、「最低賃金額を知らなかった」が13カ所で、履行確保と共に改定周知が重要となっている。一方、事業所内での最低賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」の活用や中小企業等への各種助成金の相談等の支援を行う「北海道働き方改革推進支援センター」の活用促進も図らなければならない。

〈この記事のアドレス〉  
<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=5681>



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら「なんでも労働相談ホットライン」へ

い こ う よ れん ご う に

**0120-154-052**

スマホ・携帯OK

※平日も相談を受け付けしています。(9:00~17:00)



日本労働組合総連合会北海道連合会(連合北海道)

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目1-11ほくろうビル6F

連合北海道

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/>

検索

# あなたの 時給と

# 比べて みて!

# どっちが 高い!?



あなたの賃金は

???? 時給  
円

- 最低賃金は、国が法に基づいて定める「賃金の最低額」です
- 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています
- 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます
- 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます
- 派遣で働く人は、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されます



働いている人  
注目だよ!

2021年  
10月1日から | 北海道 の  
地域別最低賃金は

889 時給  
円



午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算

1,111 時給  
円

「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。



裏面で自分の時給を  
計算してみよう!



## 11月の主な動き

■2日(火) 12:30／ホテルラングウッド  
WEB併用  
2022春季生活闘争中央討論集会

■9日(火) 10:15／京王プラザホテル札幌  
第12回執行委員会  
■18日(木) 13:30／WEB  
中央執行委員会

## イベントカレンダー

連合北海道第34回定期大会  
30日(火) 13:30／ロイトン札幌



# あなたの 最低賃金を

今すぐ  
チェック



①  
確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当※  
※精勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象  
でない

•一時金（ボーナス） •残業代 •精勤手当  
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

②  
比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

③  
相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫?  
ウェブでチェックできます!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

**なんでも労働相談ホットラインへ!**



日本労働組合総連合会(連合)

いごうよれんごうに  
0120-154-052